

4. (2) ① 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

概要

【介護予防通所リハビリテーション】

- 予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。
 - イ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

- 運動器機能向上加算 225単位/月
- 選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位
- 選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位



<改定後>

- 廃止（基本報酬に包括化）
- 廃止（栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価）
- 一体的サービス提供加算 480単位/月 (新設)**

算定要件等

- 以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。 (新設)
 - ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
 - ・ 利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
 - ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。